

## 水走地区への支援施策案（必要に応じて高井田地区についても適用を検討）

## ・地権者向け支援

		(現状) 工業地域	(案) 都市計画制度活用地区
モノづくり企業に土地を売る時 【事業用地継承支援対策補助金】	条件	敷地面積 <u>250 m<sup>2</sup></u> 以上の既存の製造業事業用地を製造業の工場用地として売却した場合	敷地面積、既存の土地利用に関わらず製造業の工場用地として売却した場合
	支援	売買契約額の 3% (上限 500 万円) 補助	同左
モノづくり企業に土地(建物)を貸す時 【モノづくり立地促進補助金】	条件	延床面積 <u>500 m<sup>2</sup></u> 以上の製造業を営む工場に賃貸した場合	延床面積に関わらず製造業を営む工場に賃貸した場合
	支援	土地(建物)の固定資産税・都市計画税の 1/2 を 5 年間補助	同左
モノづくり企業に土地(建物)を売りたい・貸したい時の市による広報	支援	支援なし	東大阪市ホームページ等で情報発信

## ・モノづくり企業向け支援

		(現状) 工業地域	(案) 都市計画制度活用地区
工場を新築・建替・増築する時 【モノづくり立地促進補助金】	条件	延床面積 <u>500 m<sup>2</sup></u> 以上の製造業を営む工場を新築・建替・増築する場合	延床面積に関わらず製造業を営む工場を新築・建替・増築する場合
	支援	土地・建物の固定資産税・都市計画税の一定割合を 5 年間補助	同左
市内住居系地域から移転する時 【工場移転支援補助金】	条件	<u>機械設備の移転</u> にかかる費用が対象	<u>事務所、機械設備の移転</u> にかかる費用が対象
	支援	移転費用のうち対象となる費用の 2/3 (上限 500 万円) を補助	同左